

平成 29 年度実施方針

イノベーション推進部

1. 件名

戦略的基盤技術高度化支援事業（プロジェクト委託型）

2. 根拠法

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第 15 条第 2 号及び第 9 号並びに中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律

3. 背景及び目的

我が国の中小企業及び組合等（以下「中小企業者等」という。）は、特定の技術分野においては、その精度やスピード等の面で他国に比して極めて高度な水準を実現していることから、我が国製造業の国際競争力の重要な源泉の一つとなってい る。中小企業者等が担っているこうした技術が、大企業の活動にとっても必要不可欠なものとなっており、一層激しさが増すと予想される国際市場において、我が国製造業が引き続き高い競争優位性を確保するとともに、新たな事業の創出を通じて、安定的かつ持続的な経済成長を達成していくためには、国、公的研究機関及び大学、中小企業者等が一体となり、中長期的な視点に立って、技術開発を行うことが不可欠となっている。

現在の我が国の中小企業者等の状況としては、大企業が参入しないようなニッチマーケットなどにおいてもリスクを取りつつ、機動的に事業化を図るなど、イノベーションの創出への貢献が期待されている。他方で、中小企業者等は特定の優れた技術を有していても、事業化を目指すためには技術のみでは不十分であるという状況もある。

このため、中小企業者等が、優れた技術シーズを有する研究機関から技術等の移転を受けて実用化に向けた研究開発を実施することや、中小企業者等が保有する技術を研究機関の能力を活用して迅速に実用化に結実させることを通じて、中小企業者等が技術力向上や生産方法等の革新等を実現することを促進していくことが重要である。また、こうした連携による技術開発を推進することにより、公的研究機関及び大学の橋渡し機能の強化を図ることも重要である。

なお、海外の取組状況に目を向けると、ドイツでは、ニッチマーケットで極めて高い世界シェアを獲得する地域の中小企業者等が多く存在しており、これらの中 小企業者等と、地域の研究機関や、大学等がネットワークを構築し、研究機関等が有する優れた基盤技術を中小企業者等に橋渡しすることによって、グローバル市場で競争優位を発揮できる技術力の獲得や実用化に結びついている。

以上を踏まえ、戦略的基盤技術高度化支援事業（プロジェクト委託型）（以下「委託型サポイン事業」という。）では、我が国において重要な技術開発分野として、第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月 22 日閣議決定）及び科学技術イノベーション総合戦略（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）に基づく政策課題を解決するための技術開発課題の中から、中小企業者等の創意によって提案される研究開発を支援することとし、その技術を迅速かつ着実に実用化するために、橋渡し機能を有する公的研究機関及び大学等の参画を必須とすることにより、中小企業者等の技

術力向上や生産方法等の革新等を実現することをねらいとする。

4. 実施内容及び進捗（達成）状況

平成27年度及び平成28年度に国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）が公募を行い、11件を採択した。各年の公募に係る実績は以下のとおりである。

（公募及び採択実績）

| 公募年度 | 提案件数 | 採択件数 | 倍率 |
|--------|------|------|------|
| 平成27年度 | 93 | 5 | 18.6 |
| 平成28年度 | 61 | 6 | 10.2 |
| 合計 | 154 | 11 | 14.0 |

また、平成28年度後半に中間評価を行い、実施事業テーマの次年度への継続実施の可否について評価し、平成27年度採択事業の5件のうち平成28年度に終了予定の1件を除く4件及び平成28年度採択事業の6件の計10件の実施事業テーマを継続実施することとしている。

5. 事業内容

5. 1 事業概要

委託型サポイン事業は、国（中小企業庁）が実施する「戦略的基盤技術高度化支援事業」の研究開発・試作品開発のうち、国が指定するテーマ（以下「特定のテーマ」という。）に合致し、実用化につながる可能性の高い研究開発、試作品開発に対する支援をNEDOが国から委託を受けて行う。

委託型サポイン事業では、特定のテーマについて、中小企業者等が橋渡し研究機関から技術シーズの移転を受けてビジネスにつなげることや、中小企業者等が保有する技術を橋渡し研究機関の能力を活用して迅速かつ着実に実用化することを通じて、中小企業者等の技術力向上や生産方法等の革新や公共調達への参画等公共性に資する可能性の高い事業に対し支援する。加えて、上述のような取組をNEDOが支援することで、橋渡し研究機関が積極的にその機能強化に取り組むことを支援する。

なお、平成27年度の公募により採択され実施した5件のうち平成28年度終了事業の1件を除く4件と、平成28年度の公募により採択され実施した6件の計10件の実施事業テーマに対し事業を委託する。

また、平成30年度に引き続き事業実施を計画している実施事業テーマに対して、中間評価を実施するとともに平成28年度終了事業に対して事後評価を実施する。

5. 2 事業方針

<委託要件>

実施事業テーマの内容については、中小企業ものづくり基盤技術の高度化に関する法律（以下「法」という。）第3条に基づき経済産業大臣が定める「特定ものづくり基盤技術高度化指針」に沿って策定され、新たに法第4条の認定（法第5条の変更認定を含む。）を受けた特定研究開発等計画（以下「法認定計画」という。）を基本とした研究開発であるものとする。

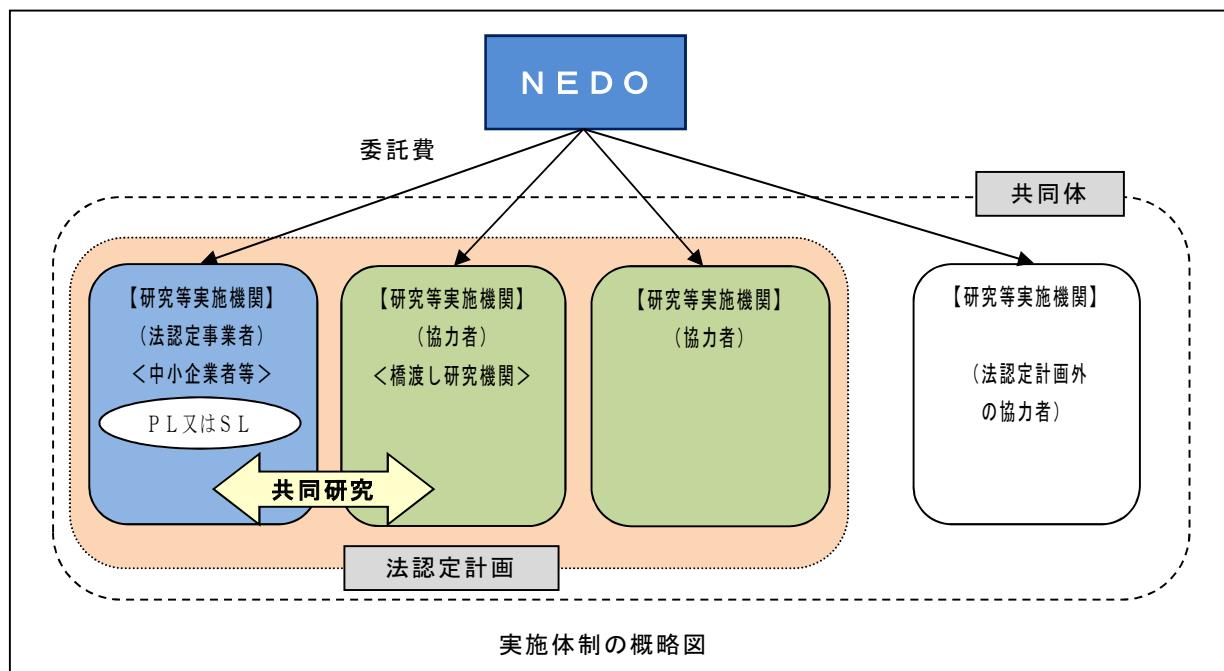
加えて、委託対象事業者及び委託対象事業については、以下の要件を満たすものとする。

（1）委託対象事業者

委託対象事業者は、日本国内で事業を営み、本社を置き、かつ、日本国内で研究開

発を行う以下の①～③に該当する者で、少なくとも①と②の2者以上の構成者を有する共同体を構成する必要があり、これら委託対象事業者からe-Radシステムを用いた公募によって研究開発実施者を選定する。

- ① 「橋渡し研究機関」との共同研究等により実用化開発に取り組む、以下のいずれかの要件を満たす中小企業者等
 - (中小企業者等の要件)
 - ・ 中小企業基本法に定められている資本金基準又は従業員基準のいずれかを満たす中小企業者に該当する法人であって、みなし大企業に該当しないもの。
 - ・ 企業組合、協業組合 等
- ② 橋渡し研究機関
- ③ その他協力者（研究開発を実施する者に限る。）



（2）委託対象事業

法認定計画を基本とした研究開発であり、以下のすべての要件を満たす事業とする。

- ① 以下のテーマのいずれかに沿った研究開発であり、第5期科学技術基本計画等に基づく政策課題の解決に資する新規性・革新性の高い実用化開発であること。

【平成27年度募集時のテーマ】

| | |
|------|---|
| テーマ1 | クリーンで経済的なエネルギー・システムの実現に資する技術 |
| テーマ2 | 国際社会の先駆けとなる健康長寿社会の実現に資する技術 |
| テーマ3 | 世界に先駆けた次世代インフラの構築の実現に資する技術 |
| テーマ4 | 産業競争力の源泉としてのICT（情報セキュリティ、ビッグデータ解析、ロボット、制御システム技術等）、ナノテクノロジー（デバイス・センサや新機能材料）、環境技術（地球観測技術や資源循環等）に関する技術 |

【平成28年度募集時のテーマ】

| | |
|------|---|
| テーマ1 | IoT、AI等を活用した「超スマート社会」の実現のための技術 |
| テーマ2 | エネルギー、資源及び食料の安定的な確保又は地球規模問題への対応技術 |
| テーマ3 | 超高齢化・人口減少社会等に対応する持続可能で安全・安心な社会の実現のための技術 |
| テーマ4 | 国家戦略上重要なフロンティア開拓に資する技術 |

② 事業の資金計画について、「委託対象となる複数年の計画全体」で、中小企業者等が受け取る額（中小企業者等が使用する機械装置等費（購入・改造等及びリース・レンタル）も含む。）が、共同体全体としてNEDOから受け取る委託費の「2／3」以上であること。

③ 事業期間終了後、概ね5年内に実用化が可能な具体的な計画を有すること。

注1) 鉱工業技術に関する技術開発であること（原子力に係るもの除く。）。

注2) 実証段階にあっても、技術開発要素があると認められるものについては、提案可能（創薬等の開発で治験を実施する場合は第Ⅱ相まで提案可能。）。

<委託条件>

(1) 研究開発課題の実施期間

3年度を限度とする。ただし、NEDOと対象事業者との委託契約は1年度毎とする。

(2) 研究開発課題の規模・NEDO負担率

① 委託額

年間1億円以内（下限は1,000万円）

② NEDO負担率

100／100

(4) 本年度事業規模

平成29年度当初予算 890百万円

※事業規模については変動があり得る。

6. その他重要項目

6. 1 評価

(1) 評価方法

NEDOは、実施事業テーマに対する中間評価及び事後評価において、採択審査時の基準に準じて、研究開発課題について委託事業開始当初の事業計画に対する達成度等を評価する。

中間評価の結果は、30年度の事業継続の判断に反映する。

なお、評価にあたり、評価委員会（外部有識者で構成）を開催し、委託事業者に資料の作成及びプレゼンテーションの実施を依頼する場合がある。

(2) 評価実施時期

中間評価 平成30年2月頃に実施する。

事後評価 事業終了翌年度の適切な時期に実施する。

6. 2 複数年度契約の実施

中小企業庁との単年度毎の委託契約であり複数年契約は締結しない。

7. 実施方針の改定履歴

平成29年3月 制定。

事業スキーム図

